

問本石岡市役所本庁舎 支八郷総合支所 Tel 43-1111（代表）



問本市民課 Tel 23・7307

※対応業務が①～③に限られますので、ご注意ください。

- ③市税の納税相談・納付（本庁のみ）
- ②マイナンバーカードの交付（要予約）
- ①住民票・戸籍・印鑑証明・市税等の証明書の交付

取扱業務／
・支所⇨市民窓口課
・本庁⇨市民課・税務課・収納対策課

開設窓口／

日時／6月28日(日)
午前8時30分～午後5時

▼住民税の課税額が確定し、証明が必要な人が多くなる時期に合わせ、証明書交付の臨時窓口を開設します。

お知らせ
6月28日(日)に休日臨時窓口を開設

お知らせ
マル福制度をご利用ください

▼マル福（医療福祉費支給）制度は、保険で病院などを受診した場合、県や市が自己負担相当額を助成する制度です。県外の医療機関を受診する場合は、医療福祉費支給者証（マル福支給者証）を使用することができません。一度自己負担分を支払い、その後、市役所窓口で払い戻しの手続きを行います。

対象／①妊産婦

②小児（0歳から18歳まで）
※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

③ひとり親家庭（18歳未満の児童などを養育している父母など）

④重度心身障がい者

※①、②については県の所得制限を超えている場合でも市の独自事業として同様の助成が受けられます。

自己負担額／

・外来：1日600円まで。
月2回を限度（1医療機関ごと）

・入院：1日300円まで。
月3000円を限度（1医療機関ごと）

※重度心身障がい者は外来・入院の自己負担はありません。

※助成の対象は、保険適用分になります。保険外負担や、食事療養費等は対象外となります。

注意事項／妊産婦で県の所得制限を超えている人（特例妊産婦）の助成方法は、県外の医療機関を受診したときと同様、支払い後に、市役所で払い戻しの手続きが必要ですが、詳しくはお問い合わせください。

問本保険年金課
Tel 23・7318

お知らせ
障がい者優先調達実績額について

▼障がいのある人の自立支援を目的としたもので、市における令和元年度優先調達実績額は、21,712,122円となりました。

また、障害者優先調達推進法に基づき「令和2年度石岡市における障がい者就

労施設等からの物品等の優先調達方針」を策定し、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することで、障がいのある人の自立に向けた支援を行います。

令和2年度調達目標額／

1,500千円

対象品目／

物品：食品類、印刷類、生活雑貨類、農作物類、その他

業務：清掃作業、草刈・除草作業、コンテナ洗、室内軽作業、その他

問本社会福祉課
Tel 23・5569

補助金
新たな創業の夢を応援します！

▼創業による賑わいの創出と地域経済の活性化を図るため、市内の指定した区域内で空き店舗等を活用し、対象業種の店舗等を新たに創業する方などに対し、その経費の一部を助成します。

なお、助成を受けるには、市の創業支援業計画に基づき石岡商工会議所・石岡市八郷商工会が開催する創業

セミナーなどを受講し、市から受講を修了したことに ついて証明書の発行を受けるなど要件が多数ありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

募集期間／6月1日(日)
～令和3年3月26日(金)

指定区域／石岡市立地適正

化計画に定める区域の他、中心市街地・区域の内、別に定める区域

対象者／指定区域内の空き店舗等を購入又は賃貸借して、新たに創業または既に営んでいる事業以外を新たに開始する個人または中小企業者

対象事業／

①空き店舗等の開設に伴う改修補助事業

②空き店舗等の賃借料補助事業

③登録免許（会社設立）税補助事業

※①、②の補助額は、補助対象経費に係る総支出額の2分の1、または限度額の内

ずれか低い額
※③の補助額は、補助対象経費に要する最低税額の2分の1

問本商工課 Tel 23・5501

補助金
**経営所得安定対策
交付金の申請**

▼水田で生産された転作物、麦、大豆、そばを販売する場合は、条件を満たせば水田や畑に関する交付金制度である経営所得安定対策等交付金を受けることができます。

交付申請をしていない生産者の人は7月1日(水)までに申請してください。

問 支農政課(内線1154)

補助金
**自主防災組織の
設立・運営補助**

▼地震・風水害などの自然災害や原子力災害などの事故災害の発生時に、地域住民による初期対応や避難体制などの整備強化を図るため、自主防災組織の設立・運営に対し補助金を交付します。

補助金

▼**設立事業**：設立当初1回限りで1団体5万円を上限

▼**運営事業**：補助対象経費の2

分の1以内で3万円を上限

▼**資機材等整備事業**：補助対象

経費の2分の1以内で15万円を上限

※資機材等整備事業につきましては、組織の設立届を提出しており、設立から10年以上経過かつ直近3年度において毎年度防災訓練を実施した組織が対象となります。

問 本 防災対策課

Tel 23・7284

補助金
**耐震シェルター等
の設置費補助**

▼地震による既存木造住宅の倒壊などによる人的被害の軽減を図るため、耐震性の高いスペースを確保する耐震シェルターなど(※)を設置するものに対し補助金を交付します。

※公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルターまたは耐震ベッド

補助金

▼**耐震シェルター**などの購入、運搬および設置に要する費用の2分の1で20万円を上限

対象住宅

①④の要件に全て該当する

住宅が対象となります。

①市内の昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

②一般耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満

③国・県・市の補助金の交付を受けて、耐震シェルターなどの設置または耐震改修がされていない

④対象となる住宅の1階部分のうち、主要な居住室の1室に設置するもの

問 本 防災対策課

Tel 23・7284

お知らせ
**第11回特別
弔慰金が支給**

▼戦没者等のご遺族の皆さまへ第11回特別弔慰金が支給されます。

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

支給内容

▼**額面25万円、5年償還の記名国債**

支給対象者

▼令和2年4月1日(基準日)時点で、「恩

給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

▼**戦没者等の死亡当時のご遺族で**

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④前述①③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

請求期間

▼令和5年3月31日まで(この期間を過ぎると請求できなくなり、ご注意ください)。

請求窓口

▼石岡市役所社会福祉課
・八郷総合支所市民窓口課

問 本 社会福祉課
Tel 23・5569

お知らせ
**成人集団健診
について**

▼6月に予定していた「地区健診」「総合健診」「口腔がん検診・成人歯科検診」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりました。

7月以降の集団健診の対応についてはお問い合わせください。

感染拡大防止のため、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

問 健康増進課

Tel 24・1386

メールマガジンで
防災情報を発信中
災害に備えて今すぐ登録を!

